

講習会の受講における新型コロナウイルス感染症対策について

講習会の開催にあたり、当会館では、新型コロナウイルス感染拡大防止について以下の対応・対策を行っております。何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 基本方針（事前の確認・通知・対策・対応）

◆事前の確認・連絡調整

講習会を開催するにあたり、大前提として青森県の方針に従う。また、青森県の障害福祉主管課を始めとする各関係団体と密に連絡を取り合い開催の判断や準備を行う。

◆事前通知の徹底

講習会の参加者や講師に対し、受講決定通知や講師依頼等を通じて感染予防対策について事前に周知する。

受講者には「体調管理チェックシート」に講習会開催7日前（1月28日）から直前までの体調（検温・咽頭炎の有無等）を記入することを依頼する。

◆受講可否判断基準

1) 感染者となった者は、講習会初日の前日までに次の要件を満たす場合は受講することができる。

<症状がある場合>

・講習会初日の前日までに発症日（症状が出現した日）から7日間以上が経過し、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）後、24時間以上が経過している場合は受講することができる。

<症状がない場合>

・講習会初日の前日までに、検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から薬剤を服用しない状態で感染疑いの症状がなく、7日間以上が経過している場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から薬剤を服用しない状態で感染疑いの症状がなく、5日目に抗原定性検査で陰性を確認した場合は、翌日以降受講することができる。

2) 濃厚接触者と特定された者は、講習会初日の前日までに次の要件を満たす場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれかの遅い日を0日目として5日目終了するまで、感染疑い症状を発症していない場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれかの遅い日を0日目として5日目終了しない場合、感染疑い症状がなく、2日目及び3日目に抗原定性検査（各検査の間隔も24時間以上空ける）を実施し、いずれの結果も陰性であれば、受講することができる。

3) 直近の海外からの帰国者や渡航歴がある者は、その時の政府の基準（外務省 HP 等）に準じて受講の可否を判断することとする。

◆感染予防のための参加者における基本的な対策

感染予防の対策として以下の①～③の実施する。

- ①咳エチケット、不織布マスク着用の徹底、②こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底、③検温・体調管理

※講習会開催中は徹底して実施するとともに、必要な備品等は事前に揃えておく。

◆講習会におけるクラスター発生防止のための対策

クラスター発生防止策として以下の①～⑤を実施する。

- ①会場の十分な換気対策、②物理的距離の確保、③近距離での会話や発生の制限、④飲食時の黙食の徹底、⑤各対策を徹底できる定員数の設定や会場（収容数）の選定

※環境の設定や事前通知を徹底する。

※全国的な感染状況に応じて、講習会前に「薬事承認されている抗原定性検査キット」にて検査を行い陰性の確認を求める場合がある。

◆感染が疑われる症状が出た場合の対応

- 1)開催期間中に受講者・講師・事務局より、感染が疑われる症状の報告があった場合は、運営事務局は速やかに当該者の参加を中止する。
- 2)被害者の症状を確認し、当協会へ報告したあと、講習継続の可否について判断する。
- 3)講習会終了後、7日以内に感染発症の報告を受けた場合は、関係者（受講者や講師など）へ対して速やかに報告し、情報共有する。
- 4)個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より得た情報（参加申込書、「体調チェックシート」）について、期間（少なくとも1ヶ月以上）を定めて保存する。

2. 講習・研修現場における主たる対策

- ☐施設の定めるガイドライン等に準じて実施する。
- ☐感染対策を会場内へ掲示するなどして周知を徹底する。
- ☐講師および受講者については可能な範囲で他社との間隔を考慮したうえで配置を設定する。
- ☐アルコール消毒液および非アルコール消毒液（過敏性のためアルコール消毒液が使用できない人がいるため可能であれば）を必要箇所（受付、教室入口前など）に設置し、出入りの際の消毒を徹底する。
- ☐会場設営にあたり、空気の流れを作るため窓や対角のドアを開放することを検討する。換気が不十分と思われる場合は扇風機やサーキュレーターを設置することが望ましい。
- ☐CO₂センサーを使用し、換気不十分の目安とされる測定値（1,000ppm）を越えた場合は講義途中でも大きな換気を行う。

お問合せ先

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館

担当：竹内

TEL：017-738-5033 FAX：017-738-0745

E-mail：masanobu.takeuchi@nemunoki.jp